

○長岡崇徳大学教員研究費規程

(目的)

第1条 長岡崇徳大学（以下、「本学」という。）は、研究を助成することを目的として本学専任教員の個人研究費を設ける。

2 本学は、前項の該当者から申請があった場合には個人研究費を支給することができる。

(個人研究費の額)

第2条 個人研究費の額は別に定める。

(使途対象)

第3条 個人研究費の使途対象は、本人の専門分野における研究に使用されるもので、次の各号に該当するものとし、具体的な支出科目については、別に定める。ただし、本人の専攻から外れた一般的な教養を高めるためのものは使途対象としない。

- (1) 図書、機械器具、消耗品
- (2) 調査、資料収集等の目的で国内出張する場合の旅費及び宿泊費
- (3) 調査、資料収集等の目的で海外出張する場合の旅費及び宿泊費
- (4) 研究補助目的で使用するアルバイト費
- (5) その他研究のための支出であると認められるもの

(支払方法)

第4条 前条第1号から第3号まで及び第5号に該当する個人研究費の支払方法は、請求書等に基づき、本学が業者に支払う業者払又は本人の立替分を本学が本人に支払う立替払によることとする。

2 前条第4号に該当する個人研究費の支払方法は、「出勤簿」に基づき、本学がアルバイト者の口座に支払う直接払又は前項に定める業者払によることとする。

(申請と支給)

第5条 個人研究費の支給は、所定の手続による本人の申請により行う。

2 前項の申請手続については、別に定める。

(支給対象期間)

第6条 個人研究費の支給対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

ただし、申請の最終期限は、2月10日とする（10日が本学で定める休日の場合は2月12日）とする。

(中途就職者、中途退職者及び休職者の取扱)

第7条 本学に新たに就職した者、または本学を退職する者の研究費の取扱いについては、別に定める。

2 休職者における研究費の取扱いについても、別に定める。

(物品の帰属)

第8条 個人研究費により購入した物品は、本学に帰属する。

2 受給者は、貸与された物品を保管し、これを専有することができる。

(物品の登録と標識)

第9条 個人研究費により購入した物品については、ここに標識を付して他と区別し別に備える帳簿に登録し、番号その他必要事項を記録しなければならない。

(繰越)

第 10 条 個人研究費は、原則、繰り越すことはできない。

(研究報告の義務)

第 11 条 研究費の支給を受けた者は、定められた期日までに所定の研究報告の手續を行わなければならない。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、規定管理規程の定めによる。

附則

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。